宝寿荘特定施設入居者生活介護　運営規程

第１章　事業の目的と運営の方針

第１条（事業の目的）

社会福祉法人宝寿会が設置経営する宝寿荘特定施設入居者生活介護事業所（以下、｢事業者」という。）が行う指定特定施設入居者介護の事業（以下｢事業｣という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下、「職員」という。）が、要介護状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

第２条（運営の方針）

事業者は、介護保険法等の趣旨にそって、要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話にわたる援助を行います。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第３条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

一　名　称　　　宝寿荘特定施設入居者生活介護事業所

二　所在地　　　岩手県花巻市石鳥谷町上口一丁目3番地3

第２章　従業者の職種、員数及び職務の内容

第４条（職員の職種・員数及び職務内容）

事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

一　管理者 1名（常勤：養護老人ホーム宝寿荘施設長と兼務）

　　　　　　事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

　　　二　生活相談員　 1名（常勤：養護老人ホーム宝寿荘生活相談員と兼務）

　　　　　　利用者の生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。

　　　三　介護職員　　 11名以上（常勤換算：養護老人ホーム宝寿荘支援員及び短期入所生活

介護事業所介護職員と兼務）

　　　　　　利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

　　四　看護職員（看護師もしくは准看護師）　　 2名（常勤：養護老人ホーム宝寿荘看護師と兼務）

　　　　　　利用者の保健衛生管理及び看護業務を行います。

　　　五　機能訓練指導員　1名（常勤：看護師と兼務）

　　日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。

　　　六　計画作成担当者 1名（常勤）

　　利用者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画の作成等を行います。

第３章　入居定員及び居室数

第５条（入居定員及び居室数）

事業所の入居定員及び居室数は次のとおりとします。

　（１）入居定員　38名

　（２）居室数　　37室　（個室36室、夫婦等二人室1室）

第４章　設備及び備品等

第６条（介護居室）

事業者は、利用者の居室は、原則個室（定員１名）とし、ベッド・枕元灯・ロッカー等を備品として備えています。ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は定員２名とすることができます。

第７条（食堂）

事業者は、利用者の全員が使用できる充分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます

第８条（浴室）

事業者は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けます。

第９条（便所）

事業者は、必要に応じて各階各所に便所を設けます。

第10条（機能訓練室）

事業者は、利用者が使用できる充分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

第５章　同意と契約

第11条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、職員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第12条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第６章　サービスの提供

第13条（特定施設入居者生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、利用者の心身の状況や要望に応じ、一日の生活の流れに沿って、適切な技術による介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

２　事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、１週間に２回以上、適切な方法により、入浴させもしくは清拭を行います。

３　事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行います。

４　事業者はそのほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容などの日常生活上の世話を適切に行います。

第14条（特定施設サービス計画の作成）

事業所の管理者は、介護支援専門員に、特定施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

２　特定施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成担当者」という。）は、特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

３　計画作成担当者は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、特定施設サービス計画の原案を作成します。原案は、他の職員と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。

４　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。

５　計画作成担当者は、特定施設サービス計画の作成後においても、他の職員との連絡を継続的に行い、特定施設サービス計画の実施状況を把握します。

第15条（サービスの取り扱い方針）

事業者は、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

２　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。

３　事業者は、サービスを提供するに当たって、その特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。

４　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。

５　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等は行いません。また、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

６　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、特定施設サービス計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

７　事業者は、身体的拘束適正化委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、身体拘束廃止に関する指針の作成・見直しを行うとともに、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年２回以上）開催する。また新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施します。

第16条（相談及び援助）

事業者は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第17条（健康管理）

事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じます。

第18条（利用料及びその他の費用）

特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

２　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該特定入所者生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

３　事業者は、法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。

４　事業者は、前２項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

一　利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用

二　日常生活のうち、利用者が負担することが適当と認められる費用

５　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第19条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

２　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第７章　留意事項

第20条（喫煙）

原則的に施設内は終日禁煙としております。なお喫煙が必要な場合は、施設の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁煙にご協力頂きます。

第21条（飲酒）

原則的に施設内は終日禁酒としております。なお飲酒が必要な場合は、施設の所定の場所に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力頂きます。

第22条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力頂きます。

第23条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

　　　一　宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

　　　二　けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。

　　　三　事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

　　　四　指定した場所以外で火気を用いること。

　　　五　故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第24条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

一　正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

二　偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第８章　職員の服務規程と質の確保

第25条（職員の服務規程）

職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

一　利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇する。

二　常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。

三　お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

第26条（感染症対策）

　事業者は、施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとします。

　一　施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に対し周知徹底を図ります。

　二　施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止をための指針を整備します。

　三　施設において、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年２回以上）実施します。

　四　前各号に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

　五　平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画を策定します。

第27条（職員の質の確保）

事業者は、職員の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

　　一　認知症の利用者への対応及びケア

　　二　利用者のプライバシー保護

　　三　食事介助

四　入浴介助

五　排泄介助

六　移動介助

七　清拭及び整容

　　八　口腔ケア

　　九　利用者の金銭管理

２　事業者は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。

第28条（個人情報の保護）

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

２　事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

３　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。

４　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。

５　事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表します。

第９章　緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

職員は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第30条（事故発生の防止及び発生時の対応）

　事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じます。

　一　事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備します。

　二　事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備します。

　三　事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年２回以上）を定期的に行います。

　四　上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

３　事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び職員の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第31条（非常災害対策）

事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

２　非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び職員に対し周知徹底を図るため、年２回以上避難、その他必要な研修及び訓練等を実施します。

３　施設は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民、消防関係者の参加が得られるよう連携に努めるものとします。

４　平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他施設及び地域との連携に係る業務継続計画を策定します。

第32条（業務継続計画の策定等）

　　事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定特定施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じます。

２　事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施します。

３　事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

第10章　その他

第33条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第34条（勤務体制等）

事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

２　事業者は、職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

３　職員は、身分を証する書類を携行し、必要に応じて提示します

第35条（記録の整備）

事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

２　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとします。

第36条（苦情処理）

事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

２　事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

３　事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岩手県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岩手県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第37条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第38条（協力医療機関等）

事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

２　事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第39条（虐待の防止）

　事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとします。

　一　虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。

　二　虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。

　三　介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施します。

　四　虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。

　五　上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

第40条（ハラスメント対策）

　事業者は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとします。

第41条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則　　この規程は、平成30年4月1日から施行します。

附則　　この規程は、令和6年4月1日から施行します。